

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年9月16日（火） 10：02～10：15

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
松島みどり 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
西川公也 国務大臣（農林水産大臣）
小渕優子 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）
望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
江渡聡徳 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
竹下亘 国務大臣（復興大臣）
山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 3件
- 政令 4件
- 人事 4件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「当面の死因究明等施策の推進について」御決定をお願いいたします。本件は、死因究明等の推進に関する法律が今年20日をもって失効することから、失効後の政府における死因究明等に関する施策の推進体制について定めるものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、昨年度の大雪により災害を受けた農産物の生産に必要な施設等について、地方公共団体が行う被災農業者向け経営体育成支援事業に要する経費として、約447億9,000万円を一般会計予備費から使用するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「コートジボワール国」、「トーゴ国」及び「インドネシア国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「子ども・子育て支援法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年10月1日と定めるものであります。

次に、「租税特別措置法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年10月1日と定めるものであります。

次に、「建設業法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月20日及び平成27年4月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、都道府県知事の設ける閲覧所における国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等の写しの閲覧を廃止する等関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が20か国財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため18日から22日まで海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、イタリア国駐箚大使河野雅治を願いに依り免じ、「中東地域及び欧州地域に関連する諸問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表」を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、岩猿進外121名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、甘利大臣。

○甘利国務大臣：月例経済報告の聴取等を行うことを目的として、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」を毎月開催いたしておりますが、別紙のとおり構成員を追加いたしますので、御了解をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理は海外出張いたしますが、その出張不在中、甘利大臣を財務大臣の臨時代理に指定するとともに、金融担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張された文部科学大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成26年〕
〔9月16日〕（火）

◎一般案件

資料あり

○当面の死因究明等施策の推進について（決定）
（内閣府本府）〃 ○平成26年度一般会計予備費使用について
（決定）（財務省）

資料なし

☆コートジボワール国及びトーゴ国駐箚特命全権大使川村 裕外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使井上 進外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎政 令

資料あり

○子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令（決定）（内閣府本府）

〃 ○租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（財務省）

〃 ○建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）

〃 ○建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料なし
資料あり

☆財務大臣麻生太郎の海外出張について（了解）

○特命全権大使河野雅治を願に依り免ずることについて（決定）

〃 ○河野雅治に中東地域及び欧州地域に関連する諸問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ずることについて（決定）

〃 ☆元陸将岩猿 進外121名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕